


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学			
件名	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年第1回市議会定例会にて東大和市立図書館条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、令和4年4月1日施行として、指定管理者による地区図書館の運営について必要な事項を新たに規定するとともに、同条例へ移行して規定した事項について削除する等により、本運営規則の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区図書館を指定管理者に運営させるために必要な事項について追加する。 ・本運営規則から同条例に移行して規定した事項を削除する。 ・題名を「東大和市立図書館運営規則」から「東大和市立図書館条例施行規則」へ改正する。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大和市立図書館条例の一部改正との整合が図れる。 ・指定管理者制度を導入することにより、地区図書館の開館日及び開館時間等が拡充されサービスの向上を図ることができる。 						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月24日 令和3年第12回教育委員会定例会において「東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則」について、承認済み。 ・文書課において審査済み 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。